

## 既存高圧ガス設備(昭和57年3月31日以前設置)の耐震性評価への 「中小企業産業保安施設等防災診断補助金」の活用

本補助金は既存の高圧ガス設備に適用されます。今回、①球形貯槽の基準が改正され、また②耐震補強支援事業が実施されます。このため①、②に係る本補助金の活用方法を示します。

### 1. 球形貯槽に係る耐震告示の改正

平成26年1月1日施行

<改正内容>球形貯槽の鋼管ブレースの耐震性評価を新たに追加

○適用設備 ①平成26年1月1日以降に設置の許可を受けた設備

②平成26年1月1日以降に耐震上軽微変更該当しない変更工事を行った設備

#### ※既存設備への適用について

平成25年11月14日経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会にて下記提言がなされています。

改正耐震基準の施行日前に設置又は設置の許可を受けた設備については、設備を保有する事業者に対して、以下の耐震強化対策を講じるよう要請。

- 1) 鋼管ブレースの交差部分について、改正後の耐震基準による耐震性評価を行う。
- 2) 1)の評価の結果、改訂後の耐震性能を有していない場合には、改修計画を策定すること。
- 3) 改修計画には、改修までの間の保安の確保のための措置も併せて記載すること。
- 4) 1)から3)について、耐震基準の施行後1年以内を目処に行うこと。

### 2. 高圧ガス設備の耐震補強支援事業

補助金は平成26年度まで

球形貯槽のブレース補強、及び重要設備の耐震補強工事についての補助金制度(25年度補正予算)

「中小企業産業保安施設等防災診断補助事業」の補助金は  
上記1の 耐震告示改正に伴う既存球形貯槽の鋼管ブレース耐震性評価、  
及び上記2の 耐震補強支援事業の申請の前に当該設備の耐震性について、  
基礎を含めた事前評価  
に活用することができます。

※「中小企業産業保安施設等防災診断補助事業」は、耐震告示の適合性を診断するための費用の1/2を補助する事業です。

①申請期限 ; 平成26年3月31日

②耐震性評価完了書類の提出期限 ; 平成26年5月20日

#### ◆申請手続き等の問合せ先

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会(JLPA)

Tel 03-5777-6167 Fax 03-5777-6168 <http://www.jlpa.or.jp>

担当 根木 和輝 (neki@jlpa.or.jp)